

京都市告示第651号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改めます。

令和3年3月30日

京都市長 門川 大作

第29条の次に次の1条を加える。

第30条 歩行者利便増進施設等の占用については、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について」(令和2年11月25日付け国道利第24号)第2の1から3によらなければならない。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)